

**定額給付金等給付推進室を
設置しました**

〔定額給付金等給付推進室〕

2月1日付で、(財)総務部内に定額給付金等給付推進室を設置しました。現在、定額給付金と子育て応援特別手当の給付に向けて準備を進めています。

今後、具体的な給付開始時期や申請方法などが決まり次第、皆さんにお知らせします。
問い合わせ先 定額給付金等給付推進室 ☎30-6135
番、FAX22-13098番

**変わります
ひこね市文化プラザの
指定管理者**

〔市教育委員会生涯学習課〕

ひこね市文化プラザの指定管理者を公募・選定し、彦根市議会の議決を得て、次の団体を指定管理者に決定しました。4月1日から、(財)彦根市文化体育振興事業団にかわり、新しい指定管理者の管理運営が開始されます。今まで以上に、皆さんが気軽に施設を利用でき、さらに継続して利用したいと思っただけのような施設運営や、魅力ある催し物の開催を目指します。

新指定管理者

名称 ひこね市文化プラザ運営共同事業体
代表者 特定非営利活動法人ひこね文化デザインフォーラム 理事長 西村文明

指定期間 4月1日～平成26年3月31日まで(5年間)
問い合わせ先 (財)教育委員会生涯学習課 ☎24-7971番
FAX22-3015番

**宝くじの助成金で
コミュニティ広場を
整備されました**

〔市まちづくり推進室〕

宝くじ助成金は、地域コミュニティの健全な発展を図ることを目的として、(財)自治総合センターが宝くじの収益金を



▲下石寺町自治会が整備されたコミュニティ広場

財源に実施しているものです。平成20年度、下石寺町自治会がこの制度を利用してコミュニティ広場を整備されました。
問い合わせ先 (財)まちづくり推進室 ☎30-6117番
FAX22-13098番

**ご意見をお寄せいただき
ありがとうございました**

**特別史跡彦根城跡における釣りの
禁止に関する条例
(素案) について**

意見の件数 4件
案の修正を行うもの 0件
案の修正を行わないもの 4件

問い合わせ先 (財)教育委員会文化財課
☎26-5833、FAX26-5899

**「ご覧ください」
農業委員会委員選挙人名簿**

〔市選挙管理委員会〕

農業委員会委員選挙人名簿は、毎年1月1日現在で、本人の申請によって調製することになっています。
この名簿は、(財)選挙管理委員

会事務局(市役所4階)で縦覧できます。
日時 2月23日(月)～3月9日(月)の午前8時30分～午後5時 ※土・日曜日は、市役所西口当直室で縦覧できます。
問い合わせ先 同事務局 ☎30-6131番、FAX23-4551番

**第2回
議場コンサートを行います**

平成21年3月定例会の開会日に、議場において、弦楽五重奏コンサートを開催します。

また、当日は、午前9時30分から、平成21年3月定例会の本会議が開催されます。この機会にぜひ、傍聴してください。

日時 3月2日(月) 午後1時～
場所 彦根市議会 議場(彦根市役所5階)
出演 滋賀県立大学オーケストラ クインテット
曲目 川の流れるように、アイネ・クラ イネ・ナハトムジーク ほか
その他 入場は無料です。当日、議場に直接お越しください。
問い合わせ先 (財)議会事務局 ☎30-6130番、FAX22-0906番



国民年金のお知らせ

**国民年金保険料の納付は、
口座振替の前納がお得です**

〔2月末までに申し込んでください〕

国民年金保険料の納付は、口座振替で前納(将来分をまとめて納付)すると、保険料の割引があり、たいへんお得です。

4月からの国民年金保険料の1年前納または、6か月前納を希望する場合は、2月末までに手続きをしてください。

手続きは、口座振替を希望する金融機関、郵便局、またはお近くの社会保険事務所でお願います。なお、手数料は不要です。

現在、口座振替を利用されている人であっても、振替方法を変更される場合は手続きが必要になりますのでご注意ください。

なお、平成21年度の保険料は、2月上旬に決定しています。金額など詳しいことは、彦根社会保険事務所国民年金業務課にお問い合わせください。

**クレジットカードによる
納付方法もあります**

社会保険庁では、平成20年2月1日からクレジットカードによる国民年金保険料の納

付申込を開始しました。クレジットカードによる納付は、社会保険事務所登録したのち、クレジットカード会社が被保険者に代わって立替納付を継続的に行い、カード会員に請求する方法です。金融機関などの窓口でクレジットカードを直接、提示し納

種類	口座振替	クレジットカード
1年前納	4月分から翌年3月分までの保険料を4月末に振り替え(割引あり)	4月分から翌年3月分までの保険料を4月末に引き落とし(割引あり)
6か月前納	4月分から9月分までの保険料を4月末に、10月から翌年3月分までの保険料を10月末に振り替え(割引あり)	4月分から9月分までの保険料を4月末に、10月から翌年3月分までの保険料を10月末に引き落とし(割引あり)
毎月納付(早割制度)	毎月の保険料を当月末に振り替え(50円割引)	—
毎月納付(翌月振替)	毎月の保険料を翌月末に振り替え(割引なし)	毎月の保険料を翌月末に引き落とし振り替え(割引なし)

国民年金保険料 口座振替とクレジットカード納付の違い

**20歳がスタート!
「国民年金」**

今年20歳を迎える皆さん、国民年金は、すべての公的年金制度の基礎となるものです。日本国内に住所のある20歳から60歳までのすべての人は、国民年金に加入することが法律で義務付けられています。学生の人も加入しなければなりません。

公的年金制度は、現役世代が高齢世代を支え、今の現役世代が高齢世代になったときには次の世代が支えるという「世代と世代の支えあい(相互扶助)」のしくみで成り立っています。20歳を迎えられるこの機会

付する方法ではありませんので、ご注意ください。
納付方法は、1年前納、6か月前納、毎月納付の3種類です。毎月納付の場合、割引はありません。1年前納および6か月前納の割引額は、納付書による現金納付の場合と同じです。

なお、一部免除が承認された期間はご利用できません。手続きは、(財)保険年金課または、彦根社会保険事務所国民年金業務課でお願いします。

問い合わせ先 彦根社会保険事務所国民年金業務課
☎23-1114番、FAX23-9038番

